

南オーストラリア州の意思決定支援モデルにおける expressed wish の意義

筑波大学・NPO 法人 PAC ガーディアンズ 名川 勝 (会員番号 001915)

支援された意思決定、expressed wish、best interest

1. 研究目的

筆者は前回大会において、英国ならびに豪州の議論を中心に整理し、支援サービスにおける意思決定支援の基本原則試案を検討した(名川、2015)。そのうち南オーストラリア州アデレードで提唱され実践が進められている意思決定支援モデル(以下 SA-SDM)については、エンパワメントの観点からも効果的であると考えられるが、とりわけ基本概念として提起されている expressed wish は特徴的かつ示唆に富んでいる。そこで本稿では、SA-SDM と expressed wish について概観した後、その意義について考察する。

なお SA-SDM は、南オーストラリア州権利擁護庁(OPA)で開発が始められ、HCSCC、ASSET(SA)で継続的に発展した実践モデルを指し示すものとする。開発の中心は一貫して Cher Nicholson 氏とその協力者であった。このモデルは国連・障害者権利条約に基づく優れた実践を紹介する Zero-Project において 2015 年に取り上げられた他、世界各国から有意義な意思決定支援実践のひとつとして注目されている。また本稿では supported decision-making の邦訳として、「支援された意思決定」と「意思決定支援」を用いる。とりわけ SA-SDM においては支援ではなく意思決定を主体とすべきところから「支援された意思決定」を望ましい邦訳と考えている(名川、2016)が、日本での一般的な表現や法律上の表示、あるいは語の坐りなどの理由から「意思決定支援」も併用する。しかし両者は同じ意味と理解されたい。

2. 研究の視点および方法

これまでに発表された SA-SDM に関する論文、報告書、主催者の講演録などから、SA-SDM ならびに expressed wish に関する言及を抽出し、検討する。併せて筆者らが Cher Nicholson 氏を招聘して 2015 年 12 月に開催した講演会ならびにワークショップ資料、及び筆者らがアデレードで参加したファシリテーター養成集中研修(2016 年 2~3 月)の資料、集中研修担当講師との議論についても参照する。

3. 倫理的配慮

報告にあたっては、日本社会福祉学会研究倫理指針に準拠した。

4. 研究結果

SA-SDM の具体的な説明は名川(2016)に示したとおりだが、極めて簡潔にまとめると

「単発的な意思決定支援要請に対する支援手順の提示ではなく、むしろこれを地域のインフォーマルネットワークを中心としたかかわり合いの中で本人のイニシアチブを維持しつつ短期集中的に繰り返して意思決定を支援していくことにより、本人の意思決定に対する自己効力感ならびにスキルを高めていくとともにそのような方略が維持できる環境を形成する取り組みである」と整理できる。このモデルにおいて意思決定者(DM)＝本人はファシリテーター(研修生)の支援を得ながら **expressed wish** を自由に表出し、合意書(**agreement**)としてまとめる。合意書の記載事項は法的拘束力を持つのではなく、DMを中心としたチームが取り組むべきリストとして繰り返し参照される。合意項目は「犬を飼いたい」「料理をしたい」「フィットネスクラブに通いたい」「作った品を発表したい／売りたい」「スコットランドへ行きたい」「女性と付き合いたい」「結婚したい」のように記載される。小さな **wish** でも良いし、実現が遠そうに見える事項でも良い。重要なのは本人の **wish** として表出されることであり、周囲への配慮から口に出したり、誘導されて返答したのではないか、確認がとられる。また **wish** の意味内容について角度を変えて語り合うことにより深めることもある。いわゆる面接技術は、ニーズの抽出ではなく **wish** の表出を目的として適用される。加えて取り組みでは DM が主体(boss)であることが意識され、DM 本人がイニシアチブを取って試行錯誤し、その結果を受け止めるプロセスを取る。よって合意事項に関する取り組みに際して DM は自己コントロールが維持されている状態となり、いわゆる内発的動機付けがもたらされる構造を得る。そのため、たとえ **wish** が小さくてもあるいは実現されなくとも、意思表示と決定に対して積極性を増すことになると思われる。

このとき **expressed wish** は **best interest** と対比的に位置づけられる。**best interest** が場合によっては本人意思とは離れた客観的利益に基づく可能性があるのに対し(Nicholson, 2013)、**expressed wish** は利益性はさておき、本人を起源とした表出であることを第一とする。それは DM を含むチームがともに試行錯誤する機会を保障するのであって、あらかじめ本人から不利益性を排除しておかないことを意味する。このような表出とチーム共有が可能なのは、SA-SDM が単発的で緊急性の高い意思決定に対する解答を求める手続法(= **emergency or crisis model**)ではなく、一定期間内に意思決定に対する自己効力感を向上させる方法論(= **empowerment model**)だからだと思われる。

5. 考察

expressed wish の導入は、**best interest** が必ずしも本人の意思決定に有用でない場合をも含むということを意識させるための装置としても機能する。少なくとも現行の日本では **best interest** 観点のみが意思決定支援の妥当性を判断するための基準として重用されていることを考慮すると、さらに具体的な検討、例えば現場の諸場面における適用を示すことの意義は大きいと考える。(文献は発表時に示します)